

よくある質問（Q & A）

お申込み前に必ずお読みください。

〔受入手続きについて〕

1 申込書類、手続きについて教えてください。

申込みは、直接、横浜港埠頭株式会社建設発生土受入事業課の窓口にお越しください。
横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階（電話 045-671-0500）

なお、各様式は、当社ホームページからダウンロードにより入手してください。
（横浜港埠頭株式会社⇒建設発生土の受入⇒提出書類・記入例ダウンロード）

(1) 工事発生総土量が500m³以上の場合は、申込み前に横浜市港湾局及び、みどり環境局の確認が必要となります。

（問合せ先）

- ① 港湾局新本牧事業推進課（電話：045-671-7390）
- ② みどり環境局公園緑地維持課 建設発生土等担当（TEL：045-671-3692）

※ 市庁舎住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

(2) 500m³未満でも、河川しゅんせつ、河川に架かる橋梁工事、工場跡地及び研究施設等からの土砂は、土砂検定試験が必要となる場合があります。申込み前に、横浜市港湾局新本牧事業推進課へご相談ください。

2 メールやFAX等で申込みは可能ですか。

メールやFAX等による申込みの受付は一切行っていません。

当社建設発生土受入事業課の窓口までお越しください。窓口には、申込み時と建設発生土搬入整理券（以下「搬入整理券」という。）の受け取り時の2回お越しいただくことになります。

3 申込時に搬入車両が未定です。後日提出することで手続きは可能ですか。

できません。

様式1「副申書・建設発生土搬入申込書（以下「副申書」という。）」と様式2「建設発生土搬入車両登録書（以下「車両登録書」という。）」は同時に提出してください。

なお、不明な点がございましたらお問い合わせください。

4 車輛登録時に「車検証」（写）が必要ですか。

令和8年度の申込み分から、これまで8トン車（最大積載量8000kg以下）に求めていた「車検証」（写）の提出を省略いたします。最大積載量を確認して使用してください。

なお、疑義が生じた場合には、トン数にかかわらず車検証の提出をお願いする場合があります。

5 同一工事で発生する土砂を2つの中継所に分けて搬入することはできますか。

できます。

中継所別にそれぞれ副申書を作成し、中継所別に申込土量を記入して、申し込んでください。

また、大黒ふ頭中継所は夜間の搬入もできますが、昼と夜で搬入代金が異なりますので、昼夜別に副申書を作成して申し込んでください。

〔副申書〕

6 副申書の「新規」と「継続」について教えてください。

当社では年度を上期（4月～9月）と下期（10月～3月）に分けて搬入整理券及び搬入車証を切り替える方法を採用しています。工期（搬入期間）が上期と下期にまたがる場合、当該年度の上期と下期にそれぞれ申込みが必要となります。上期及び下期（半期）で初めて副申書及び車両登録書を申し込む場合、各々「新規」として提出します。

「継続」とは、上期又は下期（半期）内の副申土量を分割、若しくは変更追加して申し込む場合など、半期内に2回目以降の申込みを行うことです。

なお、継続の場合、新たに登録する車両がなければ車両登録書は必要ありません。

7 工事発生総土量、上期と下期の副申土量について教えてください。

工事発生総土量は当該工事で発生する総土量になります。半期の副申土量には、上期又は下期の各半期に搬入する土量を記入してください。

例) 工期 6月から翌年5月 1件工事総土量 1000 m³（上期 400 m³、下期 500 m³、翌年上期 100 m³）

上期の副申書 新規 工事総土量 1000 m³、半期の副申土量 400 m³

下期の副申書 新規 工事総土量 1000 m³、半期の副申土量 500 m³

8 土壌汚染対策法（土対法）の「要措置区域等」とは何ですか。

土壌汚染対策法に基づく調査の結果、土壌汚染が認められた土地は、健康被害が生ずる恐れの有無により、要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下、「要措置区域等」といいます。）に指定されます。「要措置区域等」に指定された土地から発生する土壌は、土壌汚染対策法に基づく規制を受けることになるため、建設発生土として受け入れることはできません。

〔お支払いと受け取り〕

9 料金は、ATM、インターネット（オンライン）バンキングで支払いできますか。

ATM、インターネットバンキングには対応していません。

受付窓口で申込み手続き終了後、「納入通知書（振込依頼書）」をお渡ししますので、直接、銀行（ゆうちょ銀行を除く）の窓口で料金を振込んでください。

10 料金を下請会社が支払うことはできますか。

できません。

必ず元請会社が支払ってください。

11 申込当日に搬入整理券の受け取りできますか。

搬入整理券の受け取りに際して、「納入通知書の銀行領収印（原本）」を弊社窓口でご提示いただいています。これにより、搬入整理券の代金が振り込まれたことを確認できれば、お申込み当日でも搬入整理券を受け取ることはできます。（通常、銀行窓口の受付は3時までですのでご注意ください。）

ただし、申込土量が多い場合は当日の受領が出来ない場合が有ります。

〔車両登録〕

12 登録車両を追加したいのですが。

様式2の「車両登録書」に「会社名」「整理番号(6桁)※」等必要事項と登録する車両番号を記入し、受付窓口を持参してください。

緊急でやむを得ない場合は、事前にその旨を当課に連絡し、必要事項記入のうえ、FAXにて送信してください。FAX送信後、必ず電話してください。内容確認をした後、追加登録します。

なお、追加登録できる時間帯は、

窓口受付日の8:45～12:00、13:00～17:00 となりますのでご注意ください。

あくまで、仮登録ですので、一週間以内に代表者印を押印したものを受付窓口か郵送で必ず提出してください。

横浜港埠頭株式会社建設発生土受入事業課 電話：045-671-0500

FAX：045-671-0521

※ 発券時にお渡しする、副申書の内容を電子計算機で処理した「確認書」、「搬入車証」等に記載してあります。

13 中継所で「登録外車両」で入場できなくなりました。

前項12の登録車両の追加同様に、様式2「車両登録書」に必要事項記入し、FAX送信し必ず電話してください。なお、電話等による口頭のみでの追加登録はできません。

【搬入車証】

14 搬入車証の必要枚数とは。

1日あたりの利用ダンプ数を搬入車証枚数の目安としてください。

搬入車証は、登録したダンプトラックであればどの車両にも利用でき、繰り返し使用することができます。必ずしも登録台数、搬入整理券枚数分の車証枚数は必要ありませんので、窓口で確認させていただく場合があります。

また、搬入整理券及び登録車両台数以上の搬入車証は発行できません。

15 搬入車証を追加したいのですが。

様式4「搬入車証追加申込書」に整理番号*及び必要事項を記入し、窓口へ提出してください。その場で発行します。

※ 搬入車証又は、発券時にお渡しした、副申書の内容をプリントアウトした「確認書」に記載してあります。

16 搬入車証の搬入期限を変更(延長)したいのですが。

搬入期限の変更(延長)は半期内に限り可能です。

工事名、工期変更の年月日が確認できる「工事設計変更指示書」、「工事変更契約書」等の写しと確認書と現在使用している搬入車証を持参してください。新しい搬入車証を発行します。

なお、設計変更等で「継続」の副申書で搬入期間が延長されている場合は、工事設計変更指示書等のご提出は、必要ありません。申込書に搬入車証の必要枚数を記入してください。

また、様式1の「副申書」に搬入期間の変更と必要事項を記入する方法でも手続きは可能ですのでご相談ください。

〔建設発生土搬入整理券〕

17 「有効期間」と「搬入期限」の違いは何ですか。

搬入整理券には、使用できる有効期限日が印字されています。実際に中継所に搬入できる期限は、搬入車証に印字された期日までとなります。ご注意ください。

18 上期の搬入整理券が未使用になっています。下期に振替えて使用できますか。

使用できません。

搬入整理券は、上期、下期の半期毎に切替える方法を採用しています。未使用券は様式3「建設発生土搬入整理券還付請求書（以下「還付請求書」という。）にて還付を申請し、新たに「新規」で下期の搬入整理券を購入してください。

19 4トンの搬入整理券を購入しましたが、2トン車2台で搬入できますか。

搬入できません。

4トン券を一旦、還付請求し、新たに副申書を作成し2トン券を申込んでください。同様に、2トン券2枚で4トン車も搬入できません。

〔受入条件など〕

※ 当社ホームページに受入不可の内容について詳細を載せておりますので、そちらもご参照ください。

(横浜港埠頭株式会社⇒建設発生土の受入⇒建設発生土(陸上搬入) 受入手続⇒中継所への受入不可の内容について)

20 「土質区分基準」の第何種まで受入れ可能ですか。

国土交通省令で定める土質区分基準の第1種から第4種です。

21 含水比の高い土砂の受け入れ目安はどのくらいですか。

土質区分基準(表)のコーン指数 $q_c=200(kN/m^2)$ 以上を目安としています。

※ 建設汚泥等で、ダンプトラックに山積みできず、その上を人が歩けない状態を汚泥としています。この状態をコーン指数という土砂の抵抗値を示す数値で概ね $200kN/m^2$ 以下となっています。(この数値以上の土砂について受入れますが、詳細は事前にご相談ください。)

22 雨天等荒天でも中継所に搬入できますか。

中継所の現場状況により受入れできない場合もありますので、搬入する前に事前に中継所に電話をして確認してください。

(電話：大黒ふ頭中継所 045-506-5986 幸浦中継所 045-771-8681)

23 搬入土砂にコンクリート塊等が入っていますが。

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等は産業廃棄物です。中継所での受入れはできません。搬入された場合は、搬入土砂と一緒に持ち帰っていただきます。

24 道路工事で発生した路盤材は受入れてもらえますか。

現場発生路盤材は、建設発生土として受入れの対象外です。中継所での受入れはできません。再利用が可能ですので、再資源化施設等に所定の手続を行ってください。

搬入された場合は、搬入土砂と一緒に持ち帰っていただきます。

25 搬入土砂に草木、剪定枝葉、枯葉が混入していますが。

一般廃棄物ですので、建設発生土として受入れの対象外です。中継所での受入れはできません。取り除いてから搬入してください。

搬入された場合は、搬入土砂と一緒に持ち帰っていただきます。

〔還付手続き・その他〕

26 還付請求について教えてください。

搬入整理券が工事完了等により未使用となった場合に、土砂の受入料金を払戻しする手続です。還付請求書に必要事項を記入のうえ、未使用の搬入整理券を添付して請求してください。内容を確認させていただき、そのコピーをお渡しします。

郵送による受け付けはできませんので、必ず窓口までお越しください。

なお、還付請求は、搬入整理券に記載されている還付請求期限内に手続きを終了してください。請求期限を過ぎた場合は、還付手続きが出来ませんのでご注意ください。

27 適格返還請求書（返還インボイス）とは何ですか。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に基づき、還付請求書に係る当社からの還付金のお支払に際し、適格返還請求書（返還インボイス）を発行します。

還付金の支払日の翌月末日までに、還付請求書に記載された住所・会社名あてに送付します。

※「適格返還請求書」（返還インボイス）とは

「適格請求書発行事業者には、課税事業者に返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、買手である課税事業者に対して適格返還請求書を交付する義務が課されています。」

（国税庁のホームページより抜粋）

還付は、上に記載されている「売上げに係る対価の返還等」にあたります。

28 搬入整理券（未使用）を紛失してしまいました。どうしたらいいですか。

警察に遺失届を提出した後、様式5「建設発生土搬入整理券紛失・盗難等届」及び様式6「建設発生土搬入整理券還付請求承諾書」を当社の窓口へ提出し、必要な手続を行ってください。土砂搬入する場合は、新たに申込みが必要となります。

29 会社名（又は代表者）を変更したのですが。

社名変更や代表者氏名等を変更した場合は、その変更履歴が分かる「履歴事項証明書」の写し、又は市入札有資格者名簿の登録内容の変更届を行ったことが分かる画面をプリントアウトした写し等を提出してください。